

高第704号の2
平成25年11月18日

各市町村・広域連合介護保険担当課長 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

短時間巡回型訪問介護を含むケアプラン作成に対する補助事業の開始について

日頃から本県の高齢者施策の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、岐阜県では、平成25年12月から標記補助事業を開始いたします。

については、県内の指定居宅介護支援事業所の皆様に、本事業を積極的に活用いただきますよう、周知（本事業ホームページのリンクを掲載、事業所への連絡の機会を活用した案内等）についてご配慮お願い申し上げます。

記

1 補助対象となる主体

岐阜県内の指定居宅介護支援事業所

2 補助対象となる事業

身体介護20分未満または身体介護30分未満を含むケアプランの作成

3 補助金額

(1) 身体介護20分未満を含むケアプラン 1件につき1,000円/月

(2) 身体介護30分未満を含むケアプラン 1件につき500円/月

※ (1)(2)の両方を含む場合は、(1)のみを対象とする。

4 その他

事業の詳細は別添の「案内チラシ」、「補助金申請の流れ」をご覧ください。

「岐阜県短時間巡回型訪問介護基盤強化事業費補助金交付要綱」及び「各申請書様式」に
関しては、下記の岐阜県高齢福祉課ホームページを参照ください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/fukushi/korei/sonota/tanjikan.html>

担当所属	健康福祉部高齢福祉課			
介護事業者係	係長	林	担当者	近藤
	電話	058-272-8298 (直通)		
企画係	係長	山下	担当者	高橋
	電話	058-272-8289 (直通)		
FAX	058-278-2639			
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp			